

特定施設一覧表

表1 騒音発生施設一覧表※1

施設名又は作業名	騒音規制法対象・規模		番号	環境の保全と創造に関する条例対象・規模	
	項番号				
圧延機械 製管機械 ベンディングマシン 液圧プレス 機械プレス せん断機 鍛造機 ワイヤーフォーミングマシン プラスチック タンブラー 切断機	1	イ	・原動機の定格出力が22.5kW以上のもの	1	・動力が22.5kW以上のもの
		ロ	・すべてのもの	2	・同左
		ハ	・ロール式に限る ・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	3	・動力が3.75kW以上のもの
		ニ	・矯正プレスを除く	4	・同左
		ホ	・呼び加圧能力249kN以上のもの	5	・呼び加圧能力が30トン以上のもの
		ヘ	・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	6	・動力が3.75kW以上のもの
		ト	・すべてのもの	7	・同左
		チ	・すべてのもの	8	・同左
		リ	・タンブラスト以外に限る ・密閉式のものを除く	9	・すべてのもの
		ル	・すべてのもの ・といしを用いるものに限る	10	・同左
空気圧縮機 圧縮機 送風機	2		・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	11	
			・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	12	・動力が7.5kW以上のもの
			・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	13	・動力が3.75kW以上のもの
破砕機又は摩砕機	3		・土石用又は鉦物用に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	13	・すべてのもの ただし、土石用、鉦物用、又は食料品、飼料、肥料製造の用に供するものは動力が7.5kW以上のもの
ふるい機又は分級機			・土石用又は鉦物用に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	14	・動力が7.5kW以上のもの
織機	4		・原動機を用いるものに限る	15	・同左
コンクリートプラント	5	イ	・気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る	16	・すべてのもの
アスファルトプラント		ロ	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	17	・すべてのもの
穀物用製粉機	6		・ロール式のものであって原動機の定格出力が7.5kW以上のもの		
ドラムバーカー	7	イ	・すべてのもの	18	・同左
チップパー		ロ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	19	・すべてのもの
砕木機		ハ	・すべてのもの	20	・同左
帯のこ盤	7	ニ	・製材用のもは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のもは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの		
丸のこ盤		ホ	・製材用のもは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のもは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの		
動力のこぎり機				21	・動機が0.75kW以上のもの
かんな盤	7	ヘ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	22	・動機が0.75kW以上のもの
抄紙機	8		・すべてのもの	23	・同左
印刷機	9		・原動機を用いるもの	24	・同左
合成樹脂用射出成型機	10		・すべてのもの	25	・同左
鋳型造型機	11		・ジョルト式に限る	26	・すべてのもの
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン				27	・出力が3.75kW以上のもの
工業用マシン				28	・同一建物に10台以上設置するもの
ニューマチックハンガー				29	・すべてのもの

コンクリート管、コンクリート柱又は、コンクリートブロックの製造機	/	30	・すべてのもの
金属用打抜機		31	・動力が2.25kW以上のもの
グラインダー		32	・サンダー及び切断機を含み工具用研摩機を除く
工業用ミキサー		33	・すべてのもの
ローレル機		34	・砕砕機及び摩砕機を除く
重油バーナー		35	・重油使用量が1時間当り15リットル以上のもの
ゴム皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機		36	・すべてのもの
スチームクリーナー		37	・すべてのもの
金属工作機械		38	・同一建物に5台以上設置するもの
石材引割機		39	・すべてのもの
ドラム缶洗浄機		40	・すべてのもの
風力発電設備		41	・出力が20kW以上のもの
板金又は製缶の作業		42	・厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業		43	・すべてのもの
建設材料置場における運搬作業（動力を用いる機械を使用する作業に限る）	44	・土砂石の材料置場であって1か月以上使用するもの	

※1 この表は一覧表は、騒音規制法施行令第一条別表第一及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）施行規則第9条第2項第4号別表第6をまとめたものです。

表2 振動発生施設一覧表※2

施設名又は作業名	振動規制法対象・規模		番号	環境の保全と創造に関する条例対象・規模	
	項番号				
液圧プレス機	1	イ	・矯正プレスを除くすべてのもの	1	・同左
せん断機		ロ	・すべてのもの		・同左
鍛造機		ハ	・原動機の定格出力が1kW以上のもの		・同左
ワイヤーフォーミングマシン		ニ	・すべてのもの		・同左
打抜機		ホ	・原動機の定格出力が37.5kW以上のもの		・同左
製管機					・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
圧延機			・すべてのもの	・原動機の定格出力が22.5kW以上のもの	
圧縮機	2		・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの（冷凍機を除く）	2	・原動力の定格出力が7.5kW以上のもの
土石用又は鉱物用破砕機、摩砕機ふるい及び分級機	3		・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3	・同左
織機	4		・原動機を用いるもの	4	・同左
コンクリートブロックマシン	5		・原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	5	・すべてのもの
コンクリート官製造機械			・原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの		・すべてのもの
コンクリート柱製造機械			・同上		・すべてのもの
ドラムパーカー	6	イ	・すべてのもの	6	・同左
チップパーカー		ロ	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの		・すべてのもの
印刷機	7		・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	7	・同左
ゴム練用又は、合成樹脂練用のロール機	8		・カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	8	・同左
合成樹脂用射出成形機	9		・すべてのもの	9	・同左
鋳型造型機	10		・ジョルト式のものに限る	10	・同左

※2 この一覧表は、振動規制法施行令第一条別表第一及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）施行規則第9条第2項第5号別表第7をまとめたものです。